

肝臓病の医療費助成制度

肝臓病が判明している、もしくは肝臓病が不安でも、検査・治療にかかる費用の問題で受診を躊躇している方がいらっしゃるかもしれません。そこで今回は、肝臓病の検査・治療に利用できる公的制度をご紹介します。

① 肝炎ウイルス検査を受けてみたいのですが…

→群馬県では、県内の保健福祉事務所（保健所）及び県と契約した医療機関で、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査を無料で実施しています。ご希望の方は保健福祉事務所にお問い合わせください。

② 肝炎ウイルス検査を受けたところ、陽性といわれたのですが…

→肝炎ウイルス検査で陽性と判定された場合、肝硬変や肝臓がんの有無などについて、医療機関で精密検査を受ける必要があります。群馬県ではこの初回の医療機関での精密検査の費用の助成制度もあります。

③ 慢性肝炎があり、担当医から抗ウイルス治療を勧められました。治療に使う薬が高額と聞いたのですが…

→医療機関で抗ウイルス治療の対象と判断された場合、各都道府県では、インターフェロン治療（注射）、インターフェロンフリー治療（飲み薬）、核酸アナログ製剤治療（飲み薬）にかかる医療費を助成しています。助成を受けるためには受給者証の申請が必要です。医療機関や保健所でご相談ください。

④ 肝炎ウイルス陽性で、肝臓がんの危険があり定期的な検査が必要といわれたのですが…

→肝炎ウイルス感染を原因とする慢性肝炎・肝硬変・肝臓がんと診断され、医療機関での定期検査が必要な場合、年2回を限度に定期検査費用（治療費は除く）を補助する制度があります。いくつかの条件がありますので、保健福祉事務所・保健所で説明をお聞きください。

⑤ 肝炎ウイルスによる肝臓がん・肝硬変で入退院を繰り返しており、入院医療費の負担が大きくて困っています…

→肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変による入院医療費の自己負担額が、過去12か月以内に高額療養費の限度額を超えた月が3か月以上ある場合、4か月以降の限度額を超えた入院医療費の自己負担分が1万円に軽減される制度（「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」）があります。指定医療機関での入院に限られますので、群馬県のホームページなどでご確認ください。

⑥ 肝機能障害のため毎日の生活に支障が出ており、医療費の負担も大きくて困っています…

→平成28年4月より、身体障害者福祉法による肝臓機能障害（身体障害者手帳）の認定基準が見直され、認定対象が大幅に拡大しました。患者さんの生活の質の改善や医療費負担の軽減につながる可能性がありますので、主治医にご相談ください。

【内科診療部長 竝川 昌司】

